

横浜市立篠原中学校 P T A 細則

第 1 章 会員細則

第 1 条 会員は、年額 3,000 円の会費を納めるものとする。

第 2 章 役員、会計監査委員、選挙細則

第 2 条 役員・会計監査委員の選挙は次の通り行われる。

1. 役員・会計監査委員の候補者を会員または会員予定者（来年度 会員になる者）から指名する。
指名委員会は次の委員をもって構成する。
（イ）学校代表として校長、副校長のうち 1 名
（ロ）保護者代表として、各種委員会委員より数名選出する。（ただし、過去に正・副委員長、指名委員、本部役員経験者は（兄弟姉妹での経験も含む）、指名委員への就任を辞退することができる。）
2. 指名委員会の委員は互選により正・副委員長 1 名ずつを選出する。
3. 指名委員は役員・会計監査委員の候補者として立候補ができない。
4. 指名委員会は保護者より役員・会計監査委員の候補者を交渉の結果選び、その氏名を全会員に通知する。指名委員会は、年度末総会で経過を報告しなければならない。
5. 指名委員会は年度末総会の際に、本人の同意を得て出席している会員から役員・会計監査委員の候補者を追加指名することができる。
6. 指名委員会は総会において役員・会計監査委員の承認後、解散する。

第 3 章 総会細則

第 3 条 定期総会は次の事項を審議決定する。

1. 活動報告ならびに会計監査報告
2. 活動計画案ならびに会計決算報告
3. 役員および会計監査委員の選出
4. 本会規約の改廃 および 細則改正の報告
5. その他必要な事項

第 4 章 各種委員会細則

第 4 条 各種委員会は次の組織より選出された委員で構成する。

1. 行事委員会は全学年で 10 名程度を選出する。
2. 広報委員会は全学年で 10 名程度選出する。
3. 各種委員会は全体委員会で互選により正・副委員長 1 名ずつを選出する。ただし、過去に正・副委員長、指名委員、本部役員経験者は（兄弟姉妹での経験も含む）、正・副委員長への就任を辞退することができる。

第 5 条 各種委員会の任務を次の通りとし、各学級の運営にも協力することとする。

1. 行事委員会

- (イ) 保護者と教職員、保護者同士のつながりと親和を図り相互の信頼を高める。
- (ロ) 学校と家庭の連結を密にし、子どもの教育に役立たせる。
- (ハ) 学校、家庭、社会における生徒の生活環境の向上を図る。
- (二) 校外における生活指導につき、青少年の健全育成を図る。
- (ホ) 地域の教育環境を整備し改善する。
- (ヘ) 生徒の健康教育活動を推進する。
- (ト) 各種関連集会に参加する。
- (チ) 会員の福祉厚生を図る。

3. 広報委員会

- (イ) 広報紙（誌）等により各種会合、行事等の結果、その他を家庭に連絡する。
- (ロ) その他調査等の活動をする。
- (ハ) 各種関連集会に参加する。

第5章 慶弔細則

第6条 本会の会員にかかわる慶弔時に際し、本会が表す慶弔意は表の通りとする。

1. 表

会 員	保 護 者		教 職 員	
	本 人	本学在校生	本 人	配偶者・子・ 父母（同居の義父母）
弔慰金	花環1基 または生花	1万円 と花環1基	1万円と花環1基	花環1基、または生花
結婚祝金	/		5千円	/
出産祝金			5千円（配偶者も）	
転退職餞別			記念品贈呈	

2. 前表を適用しがたい場合は、そのつど運営委員会で決定する。

- (1) 病気見舞い（入院期間の長短・病状の軽重）
- (2) 火災風水害見舞い（災害の程度、被害の軽重）
- (3) 会員が国および地方公共団体から表彰された場合の祝意
- (4) その他

3. 本細則による慶弔意に対しては、返礼しないこととする。

4. 慶弔儀への参列者は、会長または会長の代理人とする。

第6章 PTA 通信費細則

第7条 通信費については下記基準により支給するものとする。

- 1. 1年間の通信費として、本部役員に対し10,000円支給するものとする。
- 2. 1年間の通信費として、会計監査に対し2,000円支給するものとする。
- 3. 1年間の通信費として、正委員長に対し8,000円支給するものとする。
- 4. 1年間の通信費として、副委員長に対し5,000円支給するものとする。
- 5. 1年間の通信費として、委員に対し2,000円支給するものとする。

6. 通信費の支給については現金支給とし、各自署名捺印の上精算する。
7. 通信費の支給については全体委員会の日に支給するものとする。
8. 通信費の変更がある際は、総会で承認を得る。

第7章 PTA 記念品細則

第8条

記念品については下記基準により支給するものとする。

1. 記念品として本部役員には20,000円相当の品を支給する。
2. 継続加算として、毎年5,000円相当の品を付与する。尚、継続加算として認められるのは3年を上限とする。
3. 記念品の金額に変更がある際は、総会で承認を得る。

第8章 雑 則

第9条

雑則

1. 規約第14条7、第16条4、第16条5、第19条2、および第27条でいう「会員の請求」は、自署と押印をもってされる。
2. 規約および本細則でいう「全会員へ通知する」は、該当する文書の配布により行われたものとする。

付 則

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 本細則は昭和51年4月1日より実施する。 | 2. 昭和54年4月1日 一部改正 |
| 3. 平成3年4月1日 一部改正 | 4. 平成5年4月1日 一部改正 |
| 5. 平成7年4月1日 一部改正 | 6. 平成11年4月1日 一部改正 |
| 7. 平成11年5月15日 一部改正 | 8. 平成14年2月22日 一部改正 |
| 9. 平成16年2月23日 一部改正 | 10. 平成19年1月11日 一部改正 |
| 11. 平成20年1月16日 一部改正 | 12. 平成21年2月24日 一部改正 |
| 13. 平成25年3月4日 一部改正 | 14. 平成27年3月25日 一部改正 |
| 15. 平成28年3月1日 一部改正 | 16. 令和3年3月5日 一部改正 |
| 17. 令和4年3月4日 一部改正 | 18. 令和6年3月4日 一部改正 |